

資料 2

水質汚濁防止法第 2 条第 2 項第 1 号に定める有害物質（法施行令第 2 条）

- 1 カドミウム及びその化合物
- 2 シアン化合物
- 3 有機燐化合物
- 4 鉛及びその化合物
- 5 六価クロム化合物
- 6 砒素及びその化合物
- 7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
- 8 ポリ塩化ビフェニル
- 9 トリクロロエチレン
- 10 テトラクロロエチレン
- 11 ジクロロメタン
- 12 四塩化炭素
- 13 1, 2-ジクロロエタン
- 14 1, 1-ジクロロエチレン
- 15 1, 2-ジクロロエチレン（H24. 5. 25 施行）
（旧スー1, 2-ジクロロエチレンにトランス-1, 2-ジクロロエチレンを追加）
- 16 1, 1, 1-トリクロロエタン
- 17 1, 1, 2-トリクロロエタン
- 18 1, 3-ジクロロプロペン
- 19 チウラム
- 20 シマジン
- 21 チオベンカルブ
- 22 ベンゼン
- 23 セレン及びその化合物
- 24 ほう素及びその化合物
- 25 ふつ素及びその化合物
- 26 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
- 27 塩化ビニルモノマー（H24. 5. 25 施行）
- 28 1, 4-ジオキサン（H24. 5. 25 施行）